

報告第14号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月8日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
令和3年4月15日	173,430円	神奈川県横浜 市在住者	区職員は、生活保護受給者から平成31年4月1日付で住宅扶助費をその居住する住宅の家主の口座に支払うよう依頼を受けていたにもかかわらず、これを処理せず、令和元年5月分から令和2年12月分までの家賃の支払を遅延したために、相手方に遅延損害金相当額の損害を与えた。